

5（7）農村の生活環境を整備したい

農村の生活環境を改善し、魅力ある農村づくりを推進するため、次のような事業を実施しています。

農業集落排水施設整備事業

1 事業内容	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、または雨水を処理する排水施設の整備 [補助率：国 50%、県(交付金として)1%以内]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none">・受益戸数がおおむね 20 戸以上、ただし末端受益は 2 戸以上。・既設の施設改築にあっては、最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定しており、改築に要する費用が 200 万円以上、かつ、①施設の供用開始後 7 年以上経過している②供用開始後、環境条件の変化が認められることのいずれかを満たすこと。・施設の整備改築にあっては、PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討。 <p>《強靭化型（下記のいずれかを満たすもの）》</p> <ul style="list-style-type: none">・定住人口おおむね 500 人以上。・浸水想定区域内のもの。・処理区内に防災拠点となりうる公共施設等が存在する。・施設の再編・集約

農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）

1 事業内容	農業生産基盤、農村生活環境の整備 [補助率：国 50%、県 14%（農業生産基盤）県 1%（農村生活環境）]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none">・農村振興基本計画が策定されていること・農業振興地域の区域であること

地域用水環境整備事業

1 事業内容	親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、小水力発電施設等の整備 [補助率：国 50%、県 25%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none">・事業計画区域の自然的、社会的、歴史的諸条件から、事業を実施することが適當と認められること・事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること、総事業費が 5 千万円以上

◎関連する融資制度

農業近代化資金（6号）

農林漁業金融公庫資金（振興山村・過疎地域経営改善資金）（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
農村整備課水利施設保全班 e-mail : nosonseis@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2874
11階 電話：022-211-2862
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部